

基準 6 指定集落内の建物

1 市長が指定した集落内に工場、事務所又は店舗を建てる場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請者は、^{※1}指定集落として指定された集落内（以下「指定集落内」という。）に線引き前から居住している者又は指定集落内に線引き前から3親等以内の血族の世帯があり、かつ、当該世帯に同居していた者であること。

(2) 申請者は、申請地の所有権を取得すること。

(3) 申請地は、指定集落内にあること。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、指定集落内にあるものと同様に取り扱うものとする。

ア 申請地を含む半径100mの円の区域内において、指定集落内に30戸以上の建物がある場合

イ 申請地を含む短辺100m、長辺300mの長方形の区域内において、指定集落内に30戸以上の建物がある場合

(4) 建物は、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。（ただし、建物が事務所の場合は、アからカに掲げる要件のいずれにも該当すること。）

ア 申請者が業務を行う建物であること。

イ 騒音、振動、臭気、排水、排気又は景観が、周囲の環境に著しく害のおよぶおそれのないこと。

ウ 申請地の面積は、1,000㎡以下であること。

エ 建物の延べ面積は、500㎡以下であること。

オ 建物の高さは、10m以下であること。

カ 申請地は、現況幅員4m以上の道路に面していること。

キ 建物が工場の場合 産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供する建物でないこと。

建物が店舗の場合 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受けない建物であること。

2 前項に掲げるもののほか、土地の形状や隣地の状況等を理由に特にやむを得ないと市長が認める場合は、審査会に提案することができる。

※1 指定集落については、指定集落及び指定幹線道路位置図参照